

# 東白川村過疎地域自立促進計画

計画期間 平成28年度～平成32年度

岐阜県加茂郡東白川村



# 目次

<b>1 基本的な事項</b> .....	<b>1</b>
(1) 市町村の概況.....	1
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	2
(3) 市町村行財政の状況.....	6
(4) 地域の自立促進の基本方針.....	7
(5) 計画期間.....	8
<b>2 産業の振興</b> .....	<b>9</b>
(1) 現況と問題点.....	9
(2) その対策.....	10
(3) 計画.....	11
<b>3 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進</b> .....	<b>14</b>
(1) 現況と問題点.....	14
(2) その対策.....	15
(3) 計画.....	15
<b>4 生活環境の整備</b> .....	<b>18</b>
(1) 現況と問題点.....	18
(2) その対策.....	19
(3) 計画.....	20
<b>5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> .....	<b>22</b>
(1) 現況と問題点.....	22
(2) その対策.....	23
(3) 計画.....	24
<b>6 医療の確保</b> .....	<b>25</b>
(1) 現況と問題点.....	25
(2) その対策.....	25
(3) 計画.....	25
<b>7 教育の振興</b> .....	<b>26</b>
(1) 現況と問題点.....	26
(2) その対策.....	26
(3) 計画.....	26
<b>8 地域文化の振興等</b> .....	<b>28</b>
(1) 現況と問題点.....	28
(2) その対策.....	28
<b>9 集落の整備</b> .....	<b>29</b>
(1) 現況と問題点.....	29
(2) その対策.....	29
<b>10 その他地域の自立促進に関し必要な事項</b> .....	<b>30</b>
(1) 現況と問題点.....	30
(2) その対策.....	30
(3) 計画.....	30

# 東白川村過疎地域自立促進計画

## 1 基本的な事項

### (1) 市町村の概況

#### 〔位置・地形〕

岐阜県のほぼ中央で飛騨地域（北部）と美濃地域（南部）に分かれているが、東白川村は美濃地域に属するものの、ほとんど飛騨地域に接し、さらに東へ20km走れば長野県境という周辺部に位置し、その地形は御嶽山（3,067m）を頂点とする山塊の中にあつて、裏木曾と呼ばれる森林地形を形づくっている。

御嶽をとりまく支峰小秀山（岐阜・長野県境 1,982m）を源流とする流れは、中津川市から東白川村に入って白川と名を変え、下流「白川町」で飛騨川に合流し、さらに木曾川に合流して伊勢湾に注いでいるが、この白川は、その名のとおり岐阜県内でも代表的な清流であり、濃飛流紋岩でかたちづくられている川石の白さとあいまって「東白川村」の名の由来ともなっている。

この白川と、これに注ぐ数多くの小支流によって浸食された村の地形は、ほとんど平地のない急傾斜地となっており、村の面積8,709haの90%が山林で、農地はわずかに2.8%の244haにすぎない。

#### 〔気象〕

表日本内陸型の気候ではあるが、場所や時間によって格差が大きいのが特徴であり、年平均気温12.9度、冬は時としてマイナス15度以下になることもある。また、真夏の朝でも掛布団がいるように昼夜の気温の格差も15度と大きく、これが茶の味や、ひのきの色をよくしている。

年間のおおよそ半分が晴れ、また降雪は少ない。年間を通じての降水量は10年平均1,967mmとやや多めであり、植物の生育に良い影響を与えている。

風は、複雑な起伏の地形のため、一定の方向性が少なく、冬の季節風も比較のおだやかである。

#### 〔住家・交通〕

村の標高は、最低260m、最高1,132mで、居住標高は270mから670mにわたり、白川とその支流ぞいにわずかに開けた土地を耕し864戸の住家とおよそ2,500人の村民が散在している。

村の交通は、これらの住家が形づくる19の集落から、峰越え、谷越えに開かれた村道、農林道を通して、村の中央を東西に貫通する国道256号及び主要地方道下呂白川線に集約される。

県庁所在地「岐阜市」までは、この路線を通り隣接「白川町」で国道41号に入っておよそ2時間、美濃加茂市までは1時間を要する。

かつては霊峰御岳まわりの街道沿いにあつて宿場として栄えたが、急峻な地形に阻害されて、鉄道、国道など通過する余地がなく、県中央部を縦貫する国道41号と東部を走る国道257号の中間に位置し、両路線をつなぐ国道256号と主要地方道下呂白川線が主要な基幹道路であるが、平成24年度に完成した美濃東部広域農道の恵那市から東白川村間では、白川町黒川から東白川村久須見間をトンネルが貫通し、新たな物的人的交流が生まれつつある。

#### 〔歴史〕

村内各地で出土した遺物の大半は縄文時代のもので、そのころから人々が生活していたものと思われる。その後わずかばかりの農耕生活を経て、しだいに集落をかたちづくって行ったと考えられる。

1534年（天文3年）遠山氏が苗木を拠点に勢力を拡大してから、その支配下にあることが多く、明治3年、苗木藩大参事青山直道が中心となって断行した「廃仏毀釈」によって、寺は廃寺となり、仏具經典は焼き払われ、すべて神式に改められてから今日まで寺

のない村として特異な存在になっている。

明治22年に町村制が実施されるに及んで、神土、越原、五加の3村が合併し東白川村となって以来、昭和30年代と平成10年度にあった市町村合併協議では単独運営を選択することとなり、小さいながらまとまりの良さで、各種の特色のある村づくり方策を進めながら平成31年に立村130周年を迎えようとしている。

#### [社会・経済]

本村の産業構造については、地理的な特性や地域資源を生かし、農林業を柱として形成してきた。しかしながら農林業については、零細な経営であり所得の低下がみられること、若年労働力の都市への流出、高齢化等により生産活動の停滞が進み結果、平成22年国勢調査結果によれば、第2次産業、第3次産業の就業人口割合が82.5%に達している。

#### [過疎の状況]

本村の人口は、50年前と比較して56.7%と急激に減少しており、集落においては、人口減少と高齢化の影響は顕著で、19集落のうち、65歳以上の高齢者が過半数を占めるいわゆる限界集落が3集落、55歳以上が過半数を占める準限界集落が11集落という状況にあり、今後もこの少子高齢化の傾向は、拡大していくものと予測される。

こういった人口減少、高齢化は、地域行事活動、地域インフラの維持にかかる負担割合、農村景観の保全等さまざまな分野に悪影響を及ぼしはじめている。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### [人口]

本村の人口は、大正時代から昭和10年代にかけて、4,000人台から5,000人台へと増加してきたが、昭和30年を境に、減少の一途をたどっており、減少要因を分析してみると、昭和30年代では、自然動態で出生が死亡を上回る増加要因となっているが、若者の流出による社会動態の減要因が著しく全体として減となる形態であり、平成10年代では、自然動態も社会動態も同じ割合で減少する形態を示しており、時代により減少の要因は大きく変質しているが、結果として、昭和30年代から現在まで、前年度対比で平均40人程度減少し続けている状況にある。

#### [産業]

昭和30年代より、農林業を村の基幹産業を位置づけ、茶園、製茶工場、農道の整備に取り組み、昭和57年度には、全村土地改良事業を始め、平成8年度に完成した。

昭和60年代に入ると、農林業の付加価値化の取り組みとして、木造建築組合を設立し木材の付加価値化、組織化や、農産物の特産品の開発、第三セクターによる販売体制を確立、都市との交流の活性化を図った。

しかしながら、平成の時代になると社会状況は更に変化し、インターネットを中心とした情報化、グローバル化の時代となり、日本全体が少子高齢化の時代を向かえ、価値観の急激な変化に対応し切れていない状況が現在も続いている。

農業は、中山間の自然的条件を生かして、畜産、緑茶、水稻、園芸作物などが生産されているが、近年の農業を取り巻く環境は、産地間競争の激化、気象バランスの異常な変化、農業従事者の高齢化と担い手不足や消費者のニーズの変化などにより新しい観点での農業の再構築を迫られ、大きな転換期を迎えている。

特に農業従事者の高齢化と担い手不足は、村にとって大変深刻な問題であり、現在は、農業生産法人による農作業受委託や、集落営農の推進を図っている。

また、林業においては、近年の異常気象などに端を発し、水源のかん養、災害防止、人間生活のリフレッシュ空間など、森林の公益的機能が、自然環境保全という視点から見直されている。

しかし、この森林を育て守ることを努力の営みは、ほとんどが森林所有者である林家に委

ねられており、林家における林業従事者の減少、高齢化などにより、必要な施業が行きとどかず、経済的な生産性の面からも、公益的機能維持の面からも阻害要因となっている。

また、外材、代替材の進出による国産材市場の圧迫、需要の減少も大きな問題で、これが林業の採算性を低下させ、農山村での林業離れを促進した結果、森林全体の機能低下に拍車をかけるといふ現象を招いている。

こうした中で、地場産業の建築業において、インターネット等の情報インフラを利用した新たな受注体制づくりや、東京都港区と連携し、間伐材の利用促進を図っている。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 4,725		人 4,338	% △8.2	人 4,080	% △5.9	人 3,837	% △6.0	人 3,578	% △6.8
0歳～14歳	1,537		1,345	△12.5	1,145	△14.9	986	△13.9	758	△23.1
15歳～64歳	2,732		2,518	△7.8	2,378	△5.6	2,255	△5.2	2,184	△3.1
うち 15歳～ 29歳(a)	864		613	△29.1	482	△21.4	441	△8.5	△8.5	△2.9
65歳以上 (b)	456		475	4.2	557	17.3	596	7.0	636	6.7
(a)/総数 若年者比率	% 18.3		% 14.1	—	% 11.8	—	% 11.5	—	% 12.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 9.7		% 10.9	—	% 13.7	—	% 15.5	—	% 17.8	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,422	% △4.4	人 3,323	% △2.9	人 3,196	% △3.8	人 2,980	% △6.8	人 2,854	% △4.2
0歳～14歳	659	△13.1	600	△9.0	525	△12.5	443	△15.6	394	△11.1
15歳～64歳	2,069	△5.3	1,949	△5.8	1,816	△6.8	1,562	△14.0	1,439	△7.9
うち 15歳～ 29歳(a)	373	△12.9	363	△2.7	345	△5.0	266	△22.9	272	△2.3
65歳以上 (b)	694	9.1	774	11.5	855	10.5	975	14.0	1,021	4.7
(a)/総数 若年者比率	% 10.9	—	% 10.9	—	% 10.8	—	% 8.9	—	% 9.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 20.3	—	% 23.3	—	% 26.8	—	% 32.7	—	% 35.7	—

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 2,514	% △11.9
0 歳～14 歳	294	△25.4
15 歳～64 歳	1,212	△15.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	180	△33.8
65 歳以上 (b)	1,008	1.3
(a)/総数 若年者比率	% 7.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 40.1	—

表 1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 3,121	—	人 2,999	—	% △3.9	人 2,767	—	% △7.7
男	1,506	% 48.3	1,440	% 48.0	% △4.3	1,320	% 47.7	% △8.3
女	1,615	% 51.7	1,559	% 52.0	% △3.5	1,447	% 52.3	% △7.2

区分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 2,529	—	% △2.0	人 2,457	—	% △2.8
男 (外国人住民除く)	1,219	% 48.2	% △1.3	1,182	% 48.1	% △3.0
女 (外国人住民除く)	1,310	% 51.8	% △2.7	1,275	% 51.9	% △2.7
参 考	男 (外国人住民)	8	% 0.3 △11.1	8	% 0.3	% 0
	女 (外国人住民)	7	% 0.3 △12.5	7	% 0.3	% 0

表 1-1(3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,545		人 2,237	% △12.1	人 2,233	% △0.2	人 2,164	% △3.1	人 2,087	% △3.6
第一次産業 就業人口比率	% 62.4		% 59.2	—	% 49.0	—	% 45.2	—	% 38.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 18.6		% —	—	% 29.9	—	% 32.3	—	% 38.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 19.0		% —	—	% 21.1	—	% 22.5	—	% 23.2	—

区分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,015	% △3.4	人 1,908	%	人 1,872	% △1.9	人 1,667	% △11.0	人 1,570	%
第一次産業 就業人口比率	% 33.7	—	% 22.0	—	% 21.6	—	% 17.5	—	% 14.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 40.9	—	% 50.0	—	% 46.2	—	% 48.1	—	% 43.5	—
第三次産業 就業人口比率	% 25.4	—	% 28.0	—	% 32.2	—	% 34.4	—	% 42.0	—

区分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	人 1,317	% △16.1
第一次産業 就業人口比率	% 17.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 38.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 44.1	—



(3) 市町村行財政の状況

財政健全化の指標の一つである実質公債費比率は、26年度決算において、10.7%となった。当該比率が始まった17年度決算では、26.5%と早期健全化基準を超える値であったが、行財政改革として職員の定員管理の適正化や起債の発行の抑制に努めた結果、比率は改善してきた。

今後も計画的な起債の発行に努めるが、各種公共施設の更新時期を迎えるため、そのための有利な起債は積極的に利用していく方針である。

財政調整基金積立金は、24年度末に目標としていた標準財政規模の2分の1相当額の8億円を達成したが、今後も引き続き財政規律を保って、モラルハザードに陥ることなく、少しでも財政体力の強化に努める。

今後の目標としては、中長期財政計画を、固定資産台帳、総合計画実施計画、定員管理適正化計画、行政改革大綱などと連動して作成し、安定的で持続可能な財政運営を目指す。

表 1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	2,756,255	2,653,598	2,745,850	3,014,349
一般財源	1,899,038	1,440,775	1,604,937	1,576,196
国庫支出金	55,748	51,190	213,501	121,605
都道府県支出金	257,836	444,428	145,285	154,974
地方債	190,700	436,900	205,800	166,800
うち過疎債	101,700	328,200	71,500	57,900
その他	352,933	280,305	576,327	936,874
歳出総額 B	2,611,799	2,507,707	2,170,124	2,309,391
義務的経費	1,173,466	961,832	795,145	823,728
投資的経費	481,622	737,688	273,263	305,824
うち普通建設事業	479,418	655,376	212,004	302,477
その他	956,711	152,811	605,191	593,067
過疎対策事業費	58,180	624,849	153,026	284,295
歳入歳出差引額 C (A - B)	144,456	145,891	575,726	704,958
翌年度へ繰越すべき財源 D	1	0	77,349	93
実質収支 C - D	144,455	145,891	498,377	704,865
財政力指数	0.138	0.173	0.159	0.146
公債費負担比率	24.3	20.4	10.6	9.5
実質公債費比率	—	26.5	15.1	10.9
起債制限比率	12.0	12.4	—	—
経常収支比率	91.7	98.5	81.2	82.4
将来負担比率	—	—	49.7	9.1
地方債現在高	3,102,213	2,375,727	2,256,598	2,274,971

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	13.7	38.1	53.3	59.5
舗装率 (%)	0.1	12.0	39.4	61.2	67.4
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	11.1	11.0	9.4	92.3	120.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	4.1	6.0	9.7	12.0	12.0
水道普及率 (%)	—	19.9	21.2	57.7	98.1
水洗化率 (%)	—	—	2.6	66.6	92.0
人口千人当たり病院、 診療所数 (床)	9.3	10.2	9.5	10.6	7.6

区分	平成 25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	64.0
舗装率 (%)	68.7
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	122.1
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	12.3
水道普及率 (%)	96.8
水洗化率 (%)	86.1
人口千人当たり病院、 診療所数 (床)	1.5

#### (4) 地域の自立促進の基本方針

本地域は、岐阜県の東部に位置し、日本アルプスの西南端の御嶽山を主峰として連なる裏木曾系の1,000m前後の山に囲まれ、総面積8,709haのうち、90%を山林が占め、農用地は、2.8%にすぎず、大部分が森林で占めている。この豊かで美しい自然は、失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観である。

このような立地条件から、私たちがめざす村の将来像は、豊かな自然や山・川の恵み、農用地など優れた地域資源を活かし、独創性のある産業が発展しており、若者が元気に仕事をし、子供たちは自然の中で元気に遊び、高齢者は健康で生きがいをもって安心して暮らし、美しく快適な地域で、スポーツ・芸術活動などが活発に行われており、誰もが心豊かに生活できる活力にあふれたゆとりと潤いのある村である。そして、村民自らが力を合わせて、産業をはじめ、保健・医療・福祉・教育・文化・生活環境など、あらゆる分野で主体的にむらを創り上げることに参加しており、住む地域に誇りと愛着を感じて、小さいながらも、誰もがいきいきとひかり輝いて活躍している村を目指す。

その方策として、村民と行政の協働・地域と地域の連携によるむらづくりを掲げ、村民参加の促進では、各種施策のリーダーの育成、情報公開、村づくりミーティングなどを実施、地域コミュニティの育成強化では、集落機能の維持、向上を図り、地域の連帯意識を高め、地域住民が連携して地域の課題に取り組むようにし、村民活動の促進では、地域福祉や環境問題をはじめ、防災、防犯、体育、文化など様々なテーマを持った村民活動団体が、それぞれの特性や専門性を発揮しつつ活発に活動し、相互に連携しながら地域社会を

支える仕組みを構築する。

以上のおり行政と村民の協働によるむらづくりを進めようとするものである。

1、職業として選択できる魅力ある農・林業の実現

基幹的な担い手の育成・確保や生産性の優れた営農を可能とする環境整備、競争力のある産地づくりやブランド化、6次産業化による販売力の強化などに取り組み、若者にとっても魅力ある農林業の実現を図る。また、大学や研究機関等との共同事業や地域独自の先駆的な取り組み、学術研究機関と連携した農学・林学系の人材育成機能の強化などに取り組む。

2、地場産業の振興と人材の確保

地場企業の経営基盤の強化や地場産品の高付加価値化などを推進する。また、雇用環境の改善等に向けた取り組みを進めるとともに、求職者のニーズに合わせた情報提供や求人企業とのマッチングなどの就労支援に取り組む。

3、村の強みを活かした産業の集積及び新産業の創出

地域特性や潜在力を活かすとともに、ICT 関連企業など地域への経済波及効果の高い産業の誘致に取り組むなど、地域経済を支える産業の集積を進める。また、創業や新製品・新技術の開発等への支援に産学官金連携で取り組む。

4、安心安全な村づくりに資する防災力や地域医療環境の強化

減少する消防団員の確保や資機材を整備するとともに、避難所の機能が効果的に発揮できるよう必要な機材や物資を整備する。また、診療所施設も更新時期を迎えているため、より利用しやすい環境を整備するため立地条件のよいところへの移転も含めて検討して整備する。

5、子育て支援と教育環境の充実

保育料の無料化や病児・病後児保育事業を実施するとともに、保育園や小中学校施設を改修し保育教育の適切な環境を整備するとともに、文化活動の活性化やスポーツの技術向上の資するソフト事業に取り組む。

(5) 計画期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

- ・トマト農家は平成10年頃には30戸、4.3ha程あったが、高齢化による担い手不足により現在は13戸、2haと減少しているが、研修制度による新規就農者の積極的な受入支援と、規模拡大を図る意欲のある農家の支援が必要である。
- ・肥育及び繁殖牛の畜産農家は1戸が法人化し、4戸の農家も生産基盤が充実して安定しているが、高齢化により後継者が不足しているため、畜産経営を担う後継者対策と経営開始までの研修生等の受入体制整備が課題である。また、家畜診療に係る獣医師は白川町役場に所属し、村の肥育牛等の診療を行っていたが医師継続が困難であるため人材確保が必要である。
- ・水田は、農家の大半が(有)新世紀工房等に作業を委託して耕作を行う体系が確立しているが、個人との受委託関係のため、農業者の高齢化等による担い手不足から遊休農地の発生防止が限界にきており、集落全体で農地を守る体制整備が必要である。
- ・茶は、各茶生産組合の後継者たちが農地を借りて生産を続けているが、荒茶価格の低迷や連年にわたる凍霜害による減収等により生産意欲が減退しているため、安定的な収量を確保するための生産基盤の整備と販売体制の強化等、積極的な改革が課題である。
- ・平成9年に農業生産体制強化総合推進対策事業により神土・越原・黒淵の茶工場を合併し現在の村内2工場となっているが、各施設は既に老朽化しており機械等の更新が課題である。
- ・鳥獣害による農作物の被害が増大しているため、大規模な鳥獣害防止柵等の整備が必要である。
- ・(有)新世紀工房の機械更新は、中山間地域等直接支払交付金により、協定集落の同意のもと、毎年更新してきたが、第4期対策の交付金に頼らない他の補助事業等による支援が必要である。
- ・昭和60年からの農村地域農業構造改善事業により、ライスセンターを整備したが、30年ほど経過し、老朽化しているため、新たに施設及び機械更新が課題である。

#### イ 農業基盤

- ・昭和50年代後半から始まった県営畑総を中心とする農業基盤整備事業で整備された施設等の老朽化が進み維持修繕が問題となっている。

#### ウ 林業

- ・木材価格の低迷、林業従事者の高齢化などにより必要な施業が行き届かず、林業の活性化、山林の公益的機能を阻害していることが問題となっている。
- ・今後は多用途に応じた木材製品の対応を視野に入れた事業展開が必要となり、従来の優良柱材の生産施策を基本におき、需要に応じた供給体制の整備、生産コストの縮減が最大の課題となる。
- ・製材等加工施設の老朽化による設備更新が課題となる。

#### エ 商工業

- ・地域産業活性化対策として、地域振興券による村内の消費拡大策を目的に商工会に支援を行い、その結果、消費の村外流出を抑える効果をあげている。今後は消費の村内流入も視野に入れた事業展開が求められている。
- ・フォレストスタイル事業は、若年層への受注機会の拡大により実績を伸ばしてきており、次のステップである民営化への移行を模索しているが、受注拡大と人材確保が問題となっている。
- ・木材関連事業への支援としては、東白川製材協同組合への加工機器整備に対する支援を行い品質管理の徹底による性能表示を含めた高付加価値化を図り販売促進を展開し、今後とも他産地との差別化について支援を行う。

- ・建設業は、国が行う国土強靱化事業の推進により防災・減災事業等により、住民の要望を取り入れ社会基盤施設の維持修繕を進める。
- ・岐阜部品㈱は村内最大の出荷額と雇用を有する村が誘致した企業である。同社の主力製品である自動車部品は産業のグローバル化等の影響を受けて今後も安定的な需要があるか予断を許さない面がみられる。

#### オ 観光

- ・本村の観光資源は白川と里山に代表される豊かな自然である。この自然を生かした各種施設を拠点として年間15万人程度訪れている現況である。
- ・今後の本村の産業構造に欠くことのできない視点として、リニア新幹線、濃飛横断自動車道など高規格交通基盤の整備による中京地域や首都圏からのアクセスの飛躍的な改善が期待できることから、より強固なPR作戦を展開し単なる通過地としてではなく魅力ある観光地として光り輝く必要がある。
- ・つちのこフェスタは年々参加者が増加しており、駐車場が狭いことから参加者に不便が生じている。また、夏まつりは商工会青年部が中心となって開催されているが、部員の減少に伴い運営が困難になっている。
- ・清流白川での鮎釣り客や宮代オートキャンプ場の利用者が減少しており、活性化が課題となっている。

### (2) その対策

#### ア 農業

- ・担い手対策として、新規就農者への研修受入や就農時の支援、水田を中心とした集落営農組織の育成支援及び振興作物（茶、トマト）や有機農法による作物等で意欲ある農家の面積拡大等への支援を行うとともに、個別経営農家や活動組織を強化し、継続できる農業とする。
- ・農業を持続するための将来に向けた農業生産団体との協議及び検討会を実施し、集落営農等将来的なビジョン作成等を推進する。
- ・肥育牛等の獣医師を管内機関と協議し、人材確保に努める。
- ・茶樹や防霜施設の更新や乗用型茶園への転換、基金による経営安定対策等を実施する。
- ・県営中山間地域総合整備事業による茶園等の基盤整備を推進し、急傾斜地から緩傾斜地への転換を図るための農業再生計画を推進する。
- ・地域おこし協力隊を積極的に活用し、新たな視点から新規特産品の開発に取り組み、6次産業化の推進や米・茶等の村内産品販売促進事業を強化し、農家の所得向上を図る。
- ・（有）新世紀工房等により農業の受委託を行い農地の荒廃防止を図るとともに農作業の機械更新等を支援する。
- ・制度事業等を活用して集落単位での鳥獣害防止柵等を設置し、鳥獣害対策を進める。
- ・新たな米政策における新規作物を研究し、農業生産に取り組み、認定農業者、集落営農組織、認定就農者等を支援する。
- ・栽培体系の異なる2組合の独自性を活かし、荒茶生産及び加工施設の合理化を図る。

#### イ 農業基盤

- ・県営中山間地域総合整備事業(東白川単独型)を取り入れ、農道、用排水路の維持修繕やほ場の修繕等を実施する。
- ・茶農家の高齢化、担い手不足の解消策として、茶樹の管理、摘採等の機械化を目指し茶園造成候補地の選定、検討を行い次期中山間地域総合整備事業による農地造成を展開する。

#### ウ 林業

- ・森林所有者への施業負担の軽減により、荒廃防止に取り組む。
- ・村の山林全てのFSC森林認証化を図る。
- ・東京都港区「みなと森と水ネットワーク会議」への参画等により間伐材の利用推進と

- 「乾燥」「強度」「品質」「性能」を表示した高品質材の受注促進を図る。
- ・村内の木材関連企業全てがCOCを取得し、加工製品の高付加価値化を推進する。
- ・間伐材利用でマキ等の林産物を生産し、ホームセンターなどに販売する。
- ・林道・作業道の整備や組合の施設整備により、作業の効率化等を図る。
- ・地域性を生かした「東濃ヒノキ」の差別化を推進する。

#### エ 商工業

- ・村内事業者支援として商工会への支援を行う。
- ・フォレストスタイル事業の半官半民体制の推進と、木造住宅の受注の増加を図る。
- ・地域商品券による村内消費の拡大を図る。
- ・木材関連事業などの支援を行う。
- ・防災、減災事業等の施工実施箇所の選定と県との連携強化を図る。
- ・起業支援と事業継承者への支援を行う。
- ・ふるさとセンターに設置した直売店や、フォレストスタイル事業によるポイントの交換品等木工部会による製品販売の促進を図る。
- ・矢崎グループの企画力や販売力が利用できる同社の強みを生かして、村内資源の商品化や販売促進を同社と協力して展開する。
- ・濃飛建設職業訓練協会と連携し、白川大工の育成に努める。
- ・村人会会員など村出身者に東白川村ふるさとメンバーズカードを作成して配付、村内で買物をした場合などに特典を付与することにより、村内の消費拡大を図るとともにふるさと東白川村との繋がりを持たせる。
- ・ふるさと納税をビジネスと位置付け、特典の還元率を最大で50%にする。特典は納税者が選択できる仕組みではあるが、米などの農産物に重点を置き農業振興を図る。

#### オ 観光

- ・自然環境の整備と道路の整備による観光客の増加を図る。
- ・清流白川の鮎のブランド化と鮎料理について検討する。
- ・道の駅の活用により入込客の増加を図る。
- ・旅館業、キャンプ場、こもれびの里の活性化による観光客の増加を図る。
- ・清流白川の環境を整備する。
- ・(株)ふるさと企画は、主力販売品のトマトジュースの原材料確保と販売を増加させるとともに、次の主力製品の開発と販売並びに、こもれびの里の利用客の増加を図る。
- ・湯の華市場、とれたた広場など特産品販売施設による販売を増加させる。
- ・特産品では、ふるさと企画、新世紀工房、白川茶屋が中京圏を中心とした物産展などに参加し、地域特産品のPRを行う。
- ・地域活性化の一手法であるイベントは、「つちのこフェスタ」、「夏まつり」、「秋フェスタ」、「お松様まつり」を支援し、リピーターの確保に努める。
- ・ゆるキャラグランプリや各地のイベントに「つつちー」、「のこりん」の参加により、東白川村のPRをする。
- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を利用して村内業者とのネットワークを作り、「いいね」といった評価を受ける事で地域産業の活性化を図るとともにソーシャルネットワーキングサービス（SNS）のルールづくりや講習会を開催する。
- ・観光協会と連携して、美しい村東白川をPRしていく。
- ・各種イベントをとおし、東白川村の地域性をPRしていく。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備			

農業	農業用施設整備事業 (県単 農業施設整備) 大明神パイプライン L=2100m 神土用水路 L=200 越原用水路 L=200 神土用水路 L=200	東白川村	
	県営中山間地域総合整備事業負担金 農業用水路 20 路線 ほ場整備 1 ヶ所	岐阜県	
	茶防霜ファン整備 A=23,000 m <sup>2</sup>	東白川村茶 業振興会	
	茶樹植栽 A=25,000 m <sup>2</sup>	東白川村茶 業振興課	
林業	造林事業 間伐 A=900ha	東白川村森 林組合	
(3) 経営近代化施設 農業	畜産有機プラント施設改修 1 棟	めぐみの農 協	
	気象観測機器更新 雨量計、風向風速計、日射計、湿度計 村内 6 ヶ所 データロガー 村内 5 ヶ所 5 ヶ所	東白川村	
	農業環境サポート部機械整備 田植え機 2 台 トラクター 2 台 秋耕起アタッチメント 1 台 代掻きアタッチメント 1 台 コンバイン 2 台 サポートシステム一式	新世紀工房	
	トマト選果場予冷库整備	めぐみの農 協	
	有機農業推進堆肥舎施設整備 1 棟	東白川村	
	農産物販売施設 1 棟	新世紀工房	
	ライスセンター機器整備	めぐみの農 協	
	トマト選果場改修 機器一式	めぐみの農 協	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	農産物等加工施設整備 荒茶加工場改修 機器更新一式	五加茶生産 組合 東白川製茶 組合
農産物等加工施設整備 再生茶加工場改修 機械更新一式		(有)新世紀 工房	
林産物加工機械整備 ブレック機械一式		東濃ひのき 白川ブレック 協同組合	
林産物加工機械整備 薪割り機 2 台 乾燥施設一式 運搬車両 1 台		山に生きる 会	
流通販売施設		茶の里野菜村 (調理場拡張、浄化槽入替他) 改修 2 棟	東白川村
(8) 観光又はレクリエーション	中川原水辺公園修繕 園内排水、街路灯塗装	東白川村	
	魚の宿修繕 床、火災報知機設置 4 棟	東白川村	

		宮代オートキャンプ場修繕	東白川村	
(9) 過疎地域自立促進 特別事業		プレミアム商品券発行支援	東白川村商 品券つちの こ会	
		耕作放棄地対策事業（借り手へ奨励金） 15,000 円/10 a	東白川村	
		有害鳥獣捕獲等事業	東白川村	



### 3 交通通信体制の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### (1) 現況と問題点

##### ア 国・県・村道

- ・国道256号の白川町（佐見地内）へ繋がる路線は未改良部分が多く待避所さえ無い箇所が多くみられる。また（主）恵那蛭川東白川線、（一）越原付知線においては、ほとんどが未改良であり通学路線、生活道路である事から早期の改良、改築が望まれている。
- ・国道256号、(主)下呂白川線は緊急輸送路に認定された事から災害時には早急な交通開放が望まれ、より一層の早期改良が必要視されている。
- ・リニア新幹線の平成39年開業予定に伴い、中津川市へのアクセス需要が高まることから、濃飛横断自動車道の事業推進を図るとともに村内の交通基盤についても連絡網の再検討が必要である。
- ・昭和50年代後半から全村的に行われたほ場整備事業等により村内の村道のほとんどの路線が拡幅改良され、主要道路の1.5車線化が終了している。しかしながら、いまだに未改良の路線があり住民からの要望も多く今後の課題となっている。
- ・白川、小河川に架かる橋梁は、大小を含め110橋を数える。そのほとんどが、架設から20年以上の橋梁であることから点検、修繕を進める必要がある。そのうち、橋長15m以上で自動車通行可能橋梁は29橋、15m未満で自動車通行可能な橋梁は48橋あり、国が行う橋梁長寿命化修繕計画策定事業により点検、修繕計画の策定を進め修繕が必要なものについて計画的な修繕事業を推進する必要がある。

##### イ 農・林道

- ・支線農道はほ場整備事業等により整備された路線であり、ほとんどが未舗装である。敷き砂利等の整備は行われたものの施工から年月が経つことから、路面の修繕が必要な路線も出てきており県営中山間地域総合整備事業(東白川単独型)を立ち上げ整備を促進する。
- ・末端路線については、協定集落、土地改良区、村が主体となって整備、修繕を行う部分もあるため地域と連携を取り事業推進を行う。
- ・広域林道「加茂東線」「尾城山線」は白川町から中津川市へつながるルートとなり山林施業推進を図るとともに、災害時の迂回路としても早期の完成が望まれる。

##### ウ 公共交通

- ・自主運行バスについては、既存の資源を有効に活用しているといえないため、役割を明確にする必要がある。
- ・自主運行バス（廃止路線代替バス）として、濃飛乗合自動車(株)の経営努力と県の補助金に支えられ運行しているが、乗降客は減少傾向にあるため対策を考える必要がある。
- ・鉄道・自主運行バスの既存資源を活かし、それらを効率的・有機的に連携させた公共交通ネットワークの構築を図る必要がある。

##### エ 地域情報化

- ・情報基盤施設管理運営委員会を設置して、官民協働で機器更新や今後の運営方針を検討する体制ができています。
- ・CATV事業においては、都市部の通信分野のレベルに合わせるため、伝送路の光ファイバー化は必須事業であり、一刻も早く実施する必要があります。
- ・村民アンケート及び費用対効果の観点から有線電話は廃止する。廃止にあたり、有線電話だけしか無い家庭や公共施設、集会所などには福祉電話の導入を検討する。
- ・防災デジタル無線の同報的活用と、更新を予定するFM告知放送との整合性を図っていく必要がある。
- ・伝送路を光ファイバー化した後におけるCATV施設の維持管理や運営方法について、民間委託を含めた検討を行う必要がある。
- ・負担金を支払う事で県の情報スーパーハイウェイは維持されているが、それだけに頼

っている本村の通信回線は脆弱であるため、バックアップ回線を持つことが必要となっている。

- ・災害や観光の通信手段として、公衆無線LAN（フリースポット）を設置する必要がある。

## (2) その対策

### ア 国・県・村道

- ・国道256号整備検討委員会を開催し、県と村民との情報交換を密にして事業推進を行う。
- ・国道、県道の改良、整備は県への要望を行うこととなり、村民の利便性が図られることを最優先に県への積極的な要望を繰り返し行う。
- ・拡幅改良の推進として、必要とされる用地等の交渉については積極的に携わることとし、住民の希望を聞きながら事業の推進を行う。
- ・路面修繕について計画的な修繕、改良を推進する。
- ・未整備の路線については、地域との検討を進め全面改良、部分的な改良等の必要な改修を進める。
- ・部分的な改修、安全施設、街路灯等の整備については、住民の意見を十分に考慮し必要な箇所から修繕、整備を行う。
- ・橋梁については、う回路がない生活道路に架かるものも多く、必要に応じ計画的な修繕を行う。
- ・橋梁及び道路構造施設の耐震化を進める。

### イ 農・林道

- ・農道整備は、県営中山間地域総合整備事業(東白川単独型)、県単土地改良事業等により農道舗装、農道修繕を推進し、荒廃農地の対策の一つとして事業推進を行う。
- ・林道整備については、林道密度12.3m/h aまで整備されており、山林整備に必要な路線は管理歩道、作業路の整備を進める。また、生活道としての役割を持つ林道については、補助事業を取り入れ改良、改築を推進する。さらに、現在整備中の県営基幹林道「加茂東線」「尾城山線」は早期の完成を目指し事業要望を推進する。

### ウ 公共交通

- ・自主運行バスの継続を検討するとともに県へ最低1/3の補助金確保を要望していく。
- ・公共交通検討委員会を設置し総合的な公共交通体系を検討する。
- ・総合的な公共交通の確立を検討する。

### エ 地域情報化

- ・CATV事業においては、伝送路の光ファイバー化を早期実現する。
- ・有線電話の廃止など真に必要な規模に絞り込みを行い、施設の再構築を行う。
- ・インターネットを活用した地域振興策を検討していく。
- ・CATV施設の維持管理において運営を含めた民間委託について検討を行うとともに、現有機関との協議を深め時代に相応しい機能を有した施設の在り方を研究する。
- ・避難所や主な観光施設などにフリースポットの設置や、FM告知放送を導入するなど災害時にも備え、緊急用通信資材確保とインターネットだけに頼らない多様な通信網確保に取り組む。

## (3) 計画

### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	その他村道路路面修繕 ゴウロ線（中谷地内） L=700m W=4.8m	東白川村	

	その他村道改良 杉林線（日向地内） L=300m W=4.0m	東白川村	
	その他村道改良測定 神矢線（下野地内） L=100m W=6.0m	東白川村	
	その他村道待避所設置 笹屋線（曲坂地内） L=10m W=1.5m	東白川村	
	その他村道改良測量設計 木屋下線（栴山地内）	東白川村	
	その他村道落石対策 魚戸線（中通地内） L=31m	東白川村	
	その他村道路面修繕 同木林線（曲坂地内） L=920m W=4.5m	東白川村	
	その他村道改良 杉林線（日向地内） L=300m W=4.0m	東白川村	
	その他村道路面修繕 一木線（親田地内） L=765m W=4.5m	東白川村	
	その他村道改良 木屋下線（栴山地内） L=330m W=5.0	東白川村	
	その他村道路面修繕 穴沢本線（黒淵地内） L=1,210m W=4.5m	東白川村	
橋りょう	15m未満橋梁修繕 杉本橋（日向地内） L=4.1m W=3.0m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 大沢本線1号橋（大沢地内） L=7.4m W=3.5m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 新巢橋（大明神地内） L=11.5m W=4.0m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 おがほら橋（柏本地内） L=3.8m W=3.0m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 竹の腰線1号橋（柏本地内） L=6.0m W=3.0m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 上五加橋（柏本地内） L=2.6m W=3.7m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 前山線2号橋（平地内） L=13.5m W=4.0m	東白川村	
	15m未満橋梁修繕 宮洞橋（西洞地内） L=12.3m W=2.5m	東白川村	
(2)農道	県営中山間地域総合整備事業負担金 農道改良 L=240m W=4.0m	岐阜県	
	県単農道舗装 越原農道（越原地内） L=500m W=3.0m	東白川村	
	県単農道舗装 久須見農道（久須見地内） L=600m W=3.0m	東白川村	

	県単農道舗装 親田農道（親田地内） L=400m W=3.0m	東白川村	
	県単農道舗装 曲坂農道（曲坂地内） L=500m W=3.0m	東白川村	
	県営一般村道改良 神土角領農道（加舎尾地内） L=920m W=5.0m	東白川村	
(3) 林道	林道開設 加茂東線 L=9,548m W=4.0m	岐阜県	
	林道開設 尾城山線 L=9,797m W=4.0m	岐阜県	
	基幹林道改良 中谷線 L=500m W=3.6m	東白川村	
	基幹林道改良 小峠線 L=350m W=3.6m	東白川村	
	基幹林道測量設計委託業務 前山谷線 L=1,000m W=4.0m	東白川村	
(6) 電気通信施設等情報化のための施設 有線テレビジョン	CATV 施設整備 ネットワーク設備 FTTH（光化） センター設備改修 農業情報システム、コンテンツレンタルサーバ化 インターネット高速化 センター改修・モデム 150 台 伝送路電源供給器バッテリー交換 109 カ所	東白川村	
(11) 過疎地域自立促進特別事業	公共交通確保事業	東白川村	

## 4 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 簡易水道

- ・水道施設の機器の老朽化に伴い、引き続き国庫補助事業により、必要最小限の機器の更新事業を推進すると共に、今後、水道施設の躯体等の修繕・更新も必要となるが、補助事業の対象とならないため課題となっている。
- ・高齢化・少子化に伴い、給水件数は平成24年度末現在975件で、家庭用世帯数が3年前では794世帯あったものが、785世帯と9世帯減となっている状況で、老人世帯が多く、世帯主が亡くなり独居世帯や空家住宅が多くなってきていると共に、給水の廃止世帯が増加し水道料金も年々減少している状況である。

#### イ 下水処理

- ・20%の世帯は単独浄化槽と汲取である。単独浄化槽及び汲取については、生活雑排水が未処理のまま河川に排出されているため、依然として河川の水質汚濁の原因となっている。
- ・単独浄化槽を設置している家庭ではすでに水洗化され、利便性を得ているので合併浄化槽への移行は難しく、切り替え推進の課題となっている。
- ・未普及世帯は高齢者世帯が多く資金面でも難しい状態である。
- ・Iターン、Uターン者が新居を構える場合、新築や増改築で建物工事にかかる費用のうち、下水（浄化槽）工事費用も負担が大きいと見える。
- ・集合型合併浄化槽では、組合員の高齢化や使用人口の減少に伴い浄化槽使用料の個人負担の増加や、組合の運営等、維持管理に不安が大きくなっている。
- ・集合型合併浄化槽の設備は、毎年保守点検により消耗部品の交換を行っているが、制御盤等電気設備については耐用年数を迎える施設から順次更新が必要となっている。

#### ウ 廃棄物対策

- ・山間地の人口減少により、森林及び農地の管理不足による一部荒廃や生物の減少、生活雑排水、農薬等による河川水質及び、土壌の流出等により環境破壊への侵攻を抑制することが課題となっている。
- ・可燃ごみでは、人口が減少している中排出量は増加傾向にあり、主な理由として、野焼きが減少していることや、事業系ごみの増が大きな原因と考えられるため事業者に対し、自己による事業系ごみの処理を認識するよう啓発することが重要課題となっている。
- ・国道の交通量増加により、道路沿いの不法投棄が目立つ。人目につかない道路沿いを狙って不法投棄され、現状では有効な防止策が無いことが課題となっている。
- ・資源ごみの持ち去り規定を設けたことにより、今後、持ち去り行為者の動向に注視し、迅速な対応により持ち去りの減少化が課題となる。

#### エ 消防・防災

- ・防災行政無線（デジタル移動系）の整備により、災害時の情報伝達手段として又、火災等の緊急時の消防団との情報連携に機能して行くものと期待される。
- ・大災害下での施設の損壊も予想されることから、緊急輸送道路沿いの危険家屋の早期の耐震化も必要である。さらに避難所の耐震強化や避難者生活に支障を来さないための支援など、検討する必要がある。
- ・災害対策を迅速に行うため全村民が「自助、共助、公助」の共通認識をもつとともに、自力で避難出来ない高齢者、障がい者などの要援護者に対する援護対策が必要である。
- ・消防団では、過疎化や少子化による若者の減少により団員の確保が難しい状況にあるため団編成も含めた抜本的な対策が必要である。

#### オ 公営住宅

- ・現在、本村の一般住宅戸数は、平成24年度末で832戸である。そのうち公営住宅

等借家は、51戸で、持ち家率は、94%である。

- ・生活の糧となる就労先が少ないことや、高校が通学圏内にないため若者が他市町村に転出し、高齢化世帯による空き家が年々増加しているのが現状である。
- ・定住する若者が通勤圏内の近隣市町村へ就業し、産業の少ない村内に街からのI・Uターン者に、起業ができるような環境を提供することが、今後の課題であり、問題点である。
- ・村営住宅を建設するうえで、通勤、通学等の利便性または、災害に強い立地条件を考慮した土地を確保することが課題である。

## (2) その対策

### ア 簡易水道

- ・水道水の利用及び加入促進のため、安全で衛生的なおいしい水について啓蒙し宅内切替を推進する。
- ・曲坂水源系の水道機器の更新計画及び、施設の長期維持管理整備計画を作成し、更新を計画的に行う。
- ・転出等により水道を廃止する場合は、村の空家バンクに登録することで、休止することができるようにし、空き家の有効活用等にも努める。

### イ 下水処理

- ・合併処理浄化槽の未普及世帯に対してアンケート調査や、生活雑排水が及ぼす河川への影響、水の大切さを様々な機会を活用して啓蒙し、合併処理浄化槽を推進する。
- ・公共施設の浄化槽への切り替えについて、各施設の利用状況を考慮し随時推進する。
- ・単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをより推進するため、切替奨励補助金を増額（現在9万円）し、生活の快適化と水質浄化に努める。
- ・Iターン、Uターン者が合併処理浄化槽を設置する場合、定住促進条例により優遇措置を推進する。
- ・集合型合併浄化槽の組合員の高齢化や使用人口減少に伴う問題については、負担金の削減等検討を行っていく。
- ・集合型合併浄化槽に新規加入する場合、定住促進条例によりIターン、Uターン者への優遇措置を推進する。
- ・集合型合併浄化槽機器更新計画を策定する。

### ウ 廃棄物対策

- ・村の9割を占める森林及び農地の計画管理と河川水質の保全管理を推進すると共に、ごみの減量化を図る。
- ・生活雑排水による河川等水質の改善を図っていく。
- ・ごみの削減を基本に、村内に随時拠点回収場所を設置し、いつでも資源ごみを持ち寄れる環境を整備して、適切な分別収集及び再資源化を推進しごみの減量化を図る。
- ・生ごみ処理機購入助成制度を引き続き推進し、ごみの減量化を図る。
- ・不法投棄の監視を強化し防止に努める。
- ・持ち去りごみの監視を強化し防止に努める。
- ・家庭ごみと事業系ごみの区分を研究し、分別収集体制を確立する。

### エ 消防・防災

- ・団員の減少は、村の生命・財産の安全確保の根幹を揺るがす恐れがあり、他市町村の対策状況も参考に新たな団編成の枠組みを早急に検討していく。
- ・緊急輸送道路沿いの危険家屋については、耐震化を早期に進めていく。避難所として耐震基準をみたさない公共施設の有無については早期に調査し耐震化を図っていく。
- ・消防団OBからなる消防協力隊や自治会毎に組織される自主防災会は、初期消火活動や自主避難誘導等に大きな力になることを踏まえ、活動に対しての助成や初期消火設備・資機材の整備等を検討していく。
- ・災害時要援護者の支援については、平成24年度に作成したマニュアルを基に災害時

に的確かつ迅速に行動できるよう支援体制整備に取り組む。

- ・マイナンバー制度導入により、被災者支援等防災業務での活用を検討していく。
- ・避難所の機能が効果的に発揮されるよう必要機材、物資を備える。
- ・村内各所にヘリポートの整備を検討する。

#### オ 公営住宅

- ・教員住宅として建てられた住宅は耐震性などの安全面から解体すると共に、解体戸数に準じた戸数の村営住宅を新築する
- ・フラットハイム・曲坂住宅・清流荘の外装等の改修を行う。
- ・木曾渡住宅の建替え及び改修計画を策定する。
- ・村営住宅を建設する土地を、立地条件、安全面を考慮して、先行取得していく。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道機器更新 大明神水源系 中央監視装置機器一式 配水池 3カ所 加圧ポンプ場 1カ所 曲坂水源系 浄水場 1棟 配水池 5カ所 加圧ポンプ場 10カ所 水道施設耐震化事業（大明神水源系） 小峠配水池 1棟 陰地配水池 1棟 ろ過池 4カ所	東白川村	
			東白川村	
	(2) 下水処理施設 その他	合併処理浄化槽設置奨励 7人槽 20基 5人槽 20基	東白川村	
		合併処理浄化槽切替奨励事 単独槽から合併槽へ切替 15基	東白川村	
	(5) 消防施設	消防施設整備 ポンプ自動車 1台 小型動力ポンプ付積載車 3台	東白川村	
		消防施設整備 防火水槽 3基	東白川村	
		平防火用水修繕工事	東白川村	
	(6) 公営住宅	公営住宅建設 集合型住宅 1棟 定住促進住宅 3棟 既設住宅リホーム 4棟	東白川村	
	(7) 過疎地域自立促進 特別事業	河川環境整備事業	東白川村	
		空き家等利活用対策事業	東白川村	
	(8) その他	木造住宅耐震診断補助 5戸	東白川村	
		木造住宅耐震改修補助 5戸	東白川村	
		急傾斜地崩壊対策（公共） 平地内 L=200m	東白川村	

	急傾斜地崩壊対策（県単） 平、柏本地区 L=100m	東白川村	
	防災備蓄品整備 装備品一式	東白川村	
	ヘリポート整備 3カ所	東白川村	
	生活安全確保事業 防犯カメラ設置 2ヶ所（加子母・白川塚）	東白川村	
	岐阜県防災情報通信システム市町村局整備 備費負担金	岐阜県	



## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者の保健・福祉

- ・高齢者が持っている知識、技術を活かしてシルバーいきいき人材センター等で、社会の一員として活躍して生きがいに繋がっているが、新規の会員が少なく、今後は会員の増員が必要になってくる。
- ・高齢者の移動手段がなく、外出の機会も無く引きこもり傾向から認知症に移行するケースや、高齢者の交通事故が危惧される。高齢者の移動手段を確保し、交通事故を防ぎ、安全な交通手段として利用しやすい外出支援の仕組みづくりが必要である。村内の外出支援、中核病院通院支援、買物支援など有効に活用できるように更に検討を行う必要がある。
- ・地域交流会は各地で定着してきたが、参加者の高齢化が進み、減少傾向にある。会場が遠く参加困難な方もいる。またボランティア（活動支援者）の育成が進まず、一部のボランティアの方に頼っているのが現状である。
- ・独居老人の介護状態、高齢者世帯の老々介護が増え在宅での生活が困難になってきている。健康や生活面に不安が生じ、精神的に混乱することが予測され、医療・福祉・健康等の総合相談窓口やみまもり等ができる体制の準備が必要な状況にある。一人暮らしになっても、高齢になっても安心して東白川村で生活できるための、福祉サービスの検討が必要になっている。
- ・今後、予定される介護保険改正より、介護保険対象外の介護サービスの見直しが必要になる。介護サービスの見直し等を行う上で、福祉施設としての高齢者生活福祉センター（せせらぎ荘）は老朽化が進んでいる。施設サービスの充実を図る上で、せせらぎ荘の位置づけは重要であり、改修等の必要がある。
- ・高齢化が進む中、介護保険サービスや介護保険外サービスを提供できる中核的施設を考えていく必要がある。

#### イ 児童の保健・福祉

- ・急速な少子化の進行、核家族化、女性の社会進出に伴い、家庭や地域を取り巻く環境が変化している。それに対応し子どもや保護者に対して、新しい支援制度を開始していくことが求められている。
- ・子育て支援策は、親と子どもの双方の育ちの場としての役割・機能を充実していくことが必要である。
- ・子どもが育つ道筋や生涯を見据えた長期的視野を持って支援することも重要な役割であり、そのためには、保小中はもとより保健センターなど他機関との連携が必要である。
- ・少子化の中、幼児と一緒に遊ぶ機会の減少、親同士の関わりの減少などが懸念されている。

#### ウ 母子の保健・福祉

- ・安心して妊娠・出産・育児を行うために、今後も後方支援医療機関との連携を密にし、母子保健推進体制の整備に努める必要がある。
- ・未熟児の養育医療等、支援が必要な親子に対して、十分な情報提供と医療の確保に努める必要がある。

#### エ 障がい者の保健・福祉

- ・障がい者手帳所持者数は、加齢による機能低下が原因で増加傾向にある。
- ・的確なサービス利用に繋げるため、地域に潜在している障がい者等やその家族が抱える問題（家族の高齢化、経済面での不安等）の早期発見が必要である。
- ・障害福祉サービス利用者に対するサービスの評価や見直し体制の構築が必要である。
- ・身障者福祉協会東白川村分会の会員の高齢化がすすみ、活動に支障が出てきた。身障者福祉協会の活動を周知するとともに活動の見直しを行う。

## (2) その対策

### ア 高齢者の保健・福祉

- ・高齢者が生きがいを持ちその人の技術、知識や体験を活用し社会の一員として能力を発揮出来るように支援する。(シルバーいきいき人材センターなど) 新規の会員の増員を支援する。
- ・高齢者が様々な活動(地域交流会、老人クラブ活動、軽スポーツ等)に参加、医療機関を受診するために、外出支援サービスを行う。ドア・ツウ・ドアを充実するために、軽福祉車両の確保、運転手の確保を行い、個別対応を可能にする。
- ・高齢者が生きがいを持ち、健康寿命を長く保つための環境づくり(介護予防教室・老人クラブ活動・小集落のサロン等)を整備して、認知症や介護状態にならないように健康寿命の延伸を目指す。また認知症の人を見守る体制を強化する。
- ・介護保険制度の周知とともに、地域包括支援センターの役割や機能について広報につとめ、相談しやすく身近な場所とする。
- ・地域包括支援センターを中心に、介護予防事業や地域支援事業の充実を図る。
- ・市町村事業の村単サービス(デイサービス・ホームヘルプ等)等の更なる充実を図り、介護状態にならないように、また要介護状態になった人、老々介護をしている人たちの生活を支えるために利用しやすい、生活サービス(洗濯、入浴、ごみ捨て等)の支援、介護・福祉・医療等の相談体制や、みまもり訪問等の充実を図る。
- ・高齢者生活福祉センター(せせらぎ荘)の改修を検討し、介護サービスを受けやすい環境を整備する。
- ・地域全体で世代交流が出来るようなサロンの整備を検討し地域の一員として生活ができるように支援を行う。
- ・高齢者のための施設を具体的に検討していく。

### イ 児童福祉

- ・女性の社会進出が進み、共働きや子育てをしながら働く女性に対して、安心して子育てができるよう一時預かり保育事業等を充実させていく。
- ・子育ての不安を解消する為、また基本的生活習慣を確立する前段階として、子どもの育ちに関する知識や接し方などを学習する場として、親子支援事業・子育てサークル事業の充実を図っていく。
- ・少子化のなか、幼児と一緒に遊ぶ機会の減少、親同士の関わりの減少など懸念されるなか園庭開放事業や地域支援事業を通じて、集団で過ごす機会をより多く提供していく。
- ・周りに相談できる人が少なくなり、子育てに不安を感じている現状が見られる中、子育て相談事業・家庭訪問事業を充実させ、保小中、他機関との連携を密にして親子の孤立等を防ぐ。
- ・子ども・子育て支援事業の開始と共に、子育て支援ガイドブックの作成などで広く子育て支援の内容を情報発信するとともに、その活動拠点となる子育て支援センター(仮称)の検討をしていく。
- ・次世代を担う子の出産を奨励し、児童の健全な発育及び福祉の増進のため出産祝金を支給する。
- ・出産や育児の経済的負担を軽減するため出産祝金を支給する。
- ・人口対策と地域活性化の促進を図るため、日常的に東白川村の自宅から高等学校等へ通学する生徒や下宿やアパートで生活をしながら高等学校等へ通学する生徒を支援するため、その保護者に対し、補助金を交付する。
- ・子どもの育ちと共に、年齢に応じた食に関する正しい知識や習慣を定着させる。
- ・子どもの家庭と地域の連携に加え保健センター、医療機関、学校、また栄養や食生活に関する人材や職種との連携を図りながら取り組む。
- ・給食に地元でとれた野菜等をより多く提供できるよう検討していく。
- ・地域の子どもや子育て家庭をめぐる諸問題の発生を早期に予防し、その対応を積極的

に推進する。

- ・子育て支援は親支援と言われている現代において、親自身への精神的支援と人的支援を推進する。
- ・子育てヘルパーを必要家庭に派遣し、家事・育児の支援を行う。

#### ウ 母子の保健・福祉

- ・不妊・不育治療に対する助成を行う。
- ・妊婦健診の助成を行い、妊娠期の母子の健康を守る。
- ・未熟児の養育医療を円滑に行う。
- ・母子健康センターでの産前・産後ケアや乳幼児支援を行う。
- ・妊娠期から産後を通して、訪問・相談指導の充実を図る。
- ・乳児健診、予防接種の機会を確実に設け、子供たちの健康を守る。
- ・情報提供の場として、ママルーム（母親間の交流）や赤ちゃん相談を実施する。

#### エ 障がい者の保健・福祉

- ・相談支援事業所を中心にその他関係機関と連携し、地域連携会議の開催や相談員の人材育成を推進し相談支援体制の充実を図る。
- ・相談支援専門員による障害福祉サービス利用者の個別支援計画の作成・モニタリングを実施することで定期的な見直しを行い、本人の意向やその障がい者等に関わる問題を把握することで的確なサービス利用に繋げる。
- ・管内の限られた資源となる事業所を有効活用するよう、近隣市町との情報共有を図る。
- ・障がい者が野外活動や軽スポーツを楽しむために、身障者福祉協会の活動に参加しやすい環境を支援するために、移動手段の確保や、活動のPRを図るために情報発信を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 その他	ディサービス送迎用車両更新 リフトバス 3台	東白川村	
		高齢者サロン整備 2棟	東白川村	
		せせらぎ荘施設改修 給湯・暖房用ボイラ 地下タンク修繕	東白川村	
		介護付きグループハウス整備 居住施設 215㎡1棟	東白川村	
	(3) 児童福祉施設 保育所	みつば保育園施設改修 水道、ガス、園舎屋根改修	東白川村	
		(8) 過疎地域自立促進 特別事業	病児・病後児保育 年間 40日	東白川村
		重度心身障害者、子ども、母子、父子に 対する 医療費助成	東白川村	
		高校生通学支援事業	東白川村	
		高齢者等外出支援事業	東白川村	
		高齢者外出支援オンデマンド事業	東白川村	
	(9) その他	中ヶ原水辺公園遊具整備 コンビネーション遊具	東白川村	

## 6 医療の確保

### (1) 現況と問題点

- ・村唯一の医療機関存続のため平成20年度から診療所へ転換し7年、又平成22年5月から介護療養型老人保健施設をスタートし新たな医療体制を確立したが、その間さまざまな問題を抱える中、平成23年度に診療所事業改革委員会が発足、4回の議論を重ね村に答申があった。今後はその答申に沿った経営改善を図り、地域医療に合ったサービスを提供する必要がある。
- ・建築後50年をむかえる診療棟をはじめ各施設とも老朽化が著しく、診療サービスに支障をきたしてきている中、今後、手狭な場所からの移転も含め施設を整備する必要がある。
- ・災害時における医療体制を整備する必要がある。

### (2) その対策

- ・村民に愛され親しまれ利用される医療機関となるよう研修の機会を増やし、職員の意識改革を含め一丸となって常にサービス向上に努める。
- ・老朽化した施設に対応するため、時代に即した利用しやすい施設整備を検討する。
- ・高齢化に対応した通院支援サービスの充実を図る。
- ・夜間、休日の「診療所安心ホットライン」の充実を図りつつ、休日診療を充実させ、住民の不安解消等の情報発信に努め、中核病院との病診連携を強化する。
- ・医療相談人（ソーシャルワーカー）の確保と育成に努める。
- ・今後介護老人保健施設の規模拡大を視野に入れた施設整備の充実を図る。
- ・当分の間は医師2名体制を維持する。
- ・医療機関に特に精通した専門家による指導・診断内容に基づき、改善する。
- ・「職員自ら経営に参画している」という自覚を持つよう意識を向上させる。
- ・職員の雇用確保と適正配置に努める。
- ・地域の医療ニーズに合った医療、看護サービスを行うため、医療機器を計画的に整備する。
- ・訪問診療、訪問看護の充実のための車両、携帯用医療機器を整備する。
- ・引き続き保健福祉部門との連携を密に、保健・医療・介護（福祉）が三位一体となり、より一層の地域包括ケア体制の充実を図るとともにサービスの提供に努め、地域医療センターの一体的再整備に努める。
- ・東白川村防災計画に基づき、関係機関との連携を深め医療体制の確立と災害時に対応した施設整備に努める。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所及び老人保健施設移転整備	東白川村	
	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	インフルエンザ、子宮頸がん、乳幼児ヒブ、肺炎球菌ワクチン等の接種に対する助成	東白川村	

## 7 教育の振興

### (1) 現況と問題点

- ・児童生徒数の減少化のなかにあつて、村の子どもたちは和やかな地域に見守られながら保育園入園から中学校卒業まで、同じ集団の中で成長する環境にある。そのため、比較的新しい環境への対応や適度で好ましい競い合いそして各種の感動体験が少ないと言える。
- ・規範意識や道徳心の希薄化が指摘されるとともに多様化する現代社会にあつては、なおさらに自分を正しく律して生きていく力が必要である。
- ・生きていく力の基礎を学校と家庭と地域が連動して、確実に育んでいくことが求められている。
- ・小中学校の校舎やグラウンド、体育館などの適切な改修事業及び維持修繕を行うことが必要となっている。
- ・ICT活用等新しい授業形態への対応が必要である。

### (2) その対策

- ・特色・特技・伝統を明確にして取り組むとともに、元気な児童生徒、元気な教職員をモットーに活力ある学校づくりを推進する。
- ・職員の研修の充実を図り授業力と学級経営力を高め、確かな学力・ゆたかな心・健やかな体の育成を、「きたえ・高まり・伸びる」に徹して取り組む。
- ・各種のふるさと学習、交流活動、研修活動、文化活動を更に充実し、視野を広めたり新たな課題に立ち向かったり、心から感動する機会を設定して、経験と自信に満ちた子どもの育成に努める。様々な文化活動や職場体験、産業体験などにより郷土を愛する気持ちと確かな職業観を育てる。
- ・小中学校期の生徒指導はその小中学校期はもとより、その後の進路を豊かに生きていく基礎であるとの認識を深め、学校と家庭が緊密に連動して生徒指導と基本的生活習慣の確立を図る。あらゆる機会をとらえての人権尊重と思いやりの心を育成する。
- ・一人ひとりに応じた支援を展開するとともに、特別支援学校等との連携を密にして就学指導体制の充実を図る。教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う。
- ・幼児教育及び一貫教育の重要性を基本として、村教育研究会の取り組みを中心とし、子育て支援室・保育園・小学校・中学校の連携教育と一貫性を推進する。
- ・安全管理：学校施設の定期的な安全点検を実施し事故防止に努める。保護者、地域と連動して登下校時等の安全対策を推進するとともに、情報モラルの徹底に努める。
- ・子どもが豊かで快適な学校生活が送れるように、安全・安心な学校施設の整備と維持修繕に努める。子どもの学力・体力向上に繋がる教材備品の導入や情報活用能力を高める教育環境の整備を行う。
- ・教育現場の多様性、専門性等に対応するため指導主事の配置を継続する。
- ・平成25年度に作成した東白川村教育ビジョンに基づき、少人数時代における村の教育を推進する。
- ・道路の整備と共に可茂管内は通勤圏内となっているため、多くの教職員は自宅から通勤している。そのため、新たに教員住宅の整備は行わず、既存の村営住宅を活用する。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	小学校管理棟、ランチルーム防水改修 660㎡	東白川村	
	屋内運動場	体育館改修 中学校1棟	東白川村	

	屋外運動場	運動場整備 小学校 フェンス及び遊具整備 照明機器更新 6 基 48KW	東白川村	
		運動場整備 中学校 面整備・フェンス、自転車小屋改修	東白川村	
	その他	双方向ビデオ会議（授業）システム構築	東白川村	
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	英語指導助手経費の負担金	中津川市	
		公営塾経営委託	東白川村	

## 8 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

- ・伝統文化、芸術を後世に残し伝えつつも、新しく生まれてくる文化・芸術に乗り遅れることのないよう、村民に対し情報発信や機会の提供が重要と言える。
- ・文化協会を母体として各種文化・芸術活動が展開されているが、各サークル会員の高齢化による人員不足から存続が危ぶまれている。
- ・文化的遺産の保護、保存については、いかに次世代に伝え、今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、実践する必要がある。
- ・はなのき会館は、コンサート会場として、歌舞伎公演や文化協会等の活動拠点として多岐に渡り使用され、住民の使用頻度は高い位置づけである。平成6年3月に完成したこの建物は、20年を経過し、老朽化とみられる不具合の箇所や次代のニーズに適さない施設や設備等は、住民からの早期改修要望も有り、第五次において早期改修が望まれる。

### (2) その対策

- ・はなのき会館を中心に積極的な学習機会の提供を行ったり、村のマイクロバスを活用した村民が一流で質の高い文化・芸術に触れ、親しむ機会を提供する。
- ・文化協会を中心とした文化サークルの会員掘り起こしを支援しつつ、時代に即した新たな文化サークルづくりを支援する。
- ・現在登録されている文化財の保護・保存に努め、新たな重要な文化的遺産の調査、研究、保存活動に努める。
- ・古いもの館に展示、保管されている民俗資料のデータベース化、展示場の有効活用と定期的な展示物の並び替えと、施設の維持管理に努める。
- ・村の伝統行事を子どもたちに伝え、理解してもらうために、子供会の活動や高齢者との交流を通じて、「見て・触って・やってみる」ことを体験させることが大切な要素であり、そのための学習機会を設ける。
- ・はなのき会館の改修にあたっては、施設利用者である文化協会、歌舞伎保存会、コンサート関係者等にアンケート調査を行い、その中で使用者の意向を取り入れながら、必要な建設計画を樹立するものとする。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	はなのき会館設備改修 音響、照明、空調、瓦等	東白川村	
		古いもの館補修 屋根、トイレ等		

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

- ・ 19の集落はそれぞれ、規模や立地条件が異なっており、小規模集落はコミュニティそのものを維持することが負担過大になっているケースもあるので、集落間の共同化、隣接集落を合わせた中間的な活動範囲の設定などを試み、負荷分散、広域化を図ることが必要である。

### (2) その対策

- ・ 集落合併はそこに住む人たち全員の合意が不可欠であるので、合意形成を目指して集落再編の検討を始め、合意ができた場合、集落の再編を推進し、費用面での支援も行う。
- ・ 地域活動が自律したものとなることが、これからのむらづくりの最重要課題であることを認識し、自治会長会、自主防災会、協定集落などを通じて地域リーダーの育成・確保を推進する。
- ・ 地域社会の活動拠点となる集会施設の設置や改修の要望には、一定の基準をもって対応する。
- ・ 職員に担当集落を割り当て、集会等へアドバイザー的立場で参加し、集落の活性化、“元気な地域づくり”の応援をする。
- ・ 東白川村における生活習慣については、地域における独特な生活習慣等を生活文化として保存継承できるよう温かく注視する姿勢が望ましいと考えられる。
- ・ 反面、近所づきあい、集落行事への参加意欲を妨げる一因となり得る風習・しきたり等を一方的に押しつけないで、良く説明し納得の上で参加して貰う事が大切である。



## 10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア むらづくり体制の確立

- ・過去において、本村のむらづくりの形態は、大別すると、「行政主導のむらづくり」であったと言える。
- ・「行政主導のむらづくり」は、即効性の面では優れており高度経済成長時代では、効果があり、道路改良や簡易水道などの生活関連インフラや農林業等の産業関連施設の整備にそれなりの成果も挙げてきた。しかし、時代は、国際化・高度情報化・少子高齢化、地球環境問題の対応などへ変化している。
- ・低成長時代では、自ら住む地域の資源を再確認し、村民と行政が協働して、村民一人ひとりが明るい未来を確信し、豊かな暮らしが実感できる持続可能なむらづくりを進めることが重要である。

### (2) その対策

#### ア 村づくり体制の確立

- ・むらづくりは、人づくりと言っても過言ではない。時代のニーズにあった新しい諸施策を主体的に展開し、個性的かつ魅力的なむらづくりを進めていくためには、その中心となるリーダーの存在は不可欠であるので、各種施策のリーダーの育成について諸施策を行う。
- ・村民と行政がむらづくりに関する情報を共有するため、あらゆる機会を通じた行政情報の提供や公開を進める。
- ・村民の誰もが、行政に対して簡単に意見を伝えることができるしくみとして、村長と語る村づくりミーティングや美しい村づくり委員会を設け、村民一人ひとりのむらづくりへの参加を促進する。
- ・村民個人や地域の事情に応じた行政との適切な役割分担のもと、自助、共助、公助の考え方に基づく、補完性の原則による協働のむらづくりを推進する。
- ・総合計画の各施策において、基本的な村民の役割と行政の役割を明確にしながら、協働のむらづくりを更に推進する。

### (3) 計画

#### 事業計画（平成28年度～平成32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	官民協働による村づくり体制構築	東白川村	

事業計画（平成28年度～平成32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	プレミアム商品券発行支援	東白川村商品券つちのこ会	
		耕作放棄地対策事業（借り手へ奨励金） 15,000円/10a	東白川村	
		有害鳥獣捕獲等事業	東白川村	
2 交通通信体系の整備情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	公共交通確保事業	東白川村	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	河川環境整備事業	東白川村	
		空き家等利活用対策事業	東白川村	
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	病児・病後児保育 年間40日	東白川村	
		重度心身障害者、乳幼児等、母子、父子に対する医療費助成	東白川村	
		高校生通学支援事業	東白川村	
		高齢者等外出支援事業	東白川村	
		高齢者外出支援オンデマンド事業	東白川村	
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	インフルエンザ、子宮頸がん、乳幼児ヒブ、肺炎球菌ワクチン等の接種に対する助成	東白川村	
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	英語指導助手経費の負担金	中津川市	
		公営塾経営委託	東白川村	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	官民協働による村づくり体制構築事業	東白川村	